島田市環境審議会委員の選任について

１　設置根拠

島田市環境基本条例（平成 17 年５月５日条例第 103 号）第 19 条

２　委員の構成等（条例第 19 条第２項・第３項）

審議会は委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者
(2) 市民の代表
(3) 事業者の代表
(4) 関係行政機関の職員

３　審議会委員の選出

（旧）

令和６年１月１日～令和７年 12 月 31 日		
学識経験者	静岡県環境資源協会	平井　一之
	静岡大学 グリーン科学技術研究所	木村　浩之
	常葉大学社会環境学部 （環境防災研究科）	浅見　佳世
市民の代表	島田市自治会連合会	鈴木　昌之
	ゼロ・ウェイスト研究会	杉本　真美
	島田市食育推進委員会	三浦　きよ子
	島田市農業経営振興会	永田　英樹
	まちづくり川根の会	榎　芳宏
事業者の代表	味の素食品株式会社	岩堀　倫之
	青年会議所	長谷川　新
	新東海製紙株式会社	増田　則之
	富士食品工業株式会社	鈴木　浩介
	中部電力パワーグリッド 株式会社	松本　光司
行政	静岡県環境政策課長	佐藤　信太郎

（新）

令和８年１月１日～令和９年 12 月 31 日		
学識経験者	静岡県環境資源協会	平井　一之
	静岡大学 グリーン科学技術研究所	木村　浩之
	常葉大学社会環境学部 （環境防災研究科）	浅見　佳世
市民の代表	島田市自治会連合会	鈴木　昌之
	ゼロ・ウェイスト研究会	杉本　真美
	島田市食育推進委員会	丸山　操子
	島田市農業経営振興会	三浦　克暢
	まちづくり川根の会	榎　芳宏
事業者の代表	味の素食品株式会社	岩堀　倫之
	青年会議所	畠山　勇也
	新東海製紙株式会社	増田　則之
	富士食品工業株式会社	樋口　充
	中部電力パワーグリッド 株式会社	松本　光司
行政	静岡県環境政策課長	佐藤　信太郎